

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正により、墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する必要がある。

2 改正内容

建築基準法の一部改正により、用途地域として新たに設けられた田園住居地域内に建築することができる建築物が追加されたことに伴い、引用条文に移動があることから、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

本年 4 月 1 日から施行する。